

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

母親がA村役場（現在は、B市A支所）の職員の勧めに従って、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。年金手帳には被保険者資格の取得日が昭和60年4月1日と記載されており、自宅に集金に来ていた役場職員に母親が保険料を納付してくれたにもかかわらず、申立期間の記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格取得日については、オンライン記録では昭和61年4月1日とされているのに対し、申立人が所持する年金手帳では60年4月1日と記入され、当時の管轄社会保険事務所である「C」の押印が確認できることから、行政側の国民年金被保険者記録管理が適切に行われなかった状況が認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者における資格取得日等の状況から、申立人が昭和61年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、この時点においては申立期間の現年度納付が可能である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする母親は、「当時、息子は会計の勉強をするために、Dにある2年制の学校に通っており、就職して厚生年金保険に加入するまでは、親として保険料を納付してあげなければいけないと考えていた。保険料の納付については、具体的な金額は忘れてしまったが、私が集金係の指示に従って納付していたので、申立期間の保険料も納付したはずである。」と主張しているところ、B市A支所によると「A村では、申立期間当時も役場の徴収員や納税組合員による保険料の集金が行われていた。」と証言していることから、その主張に不自然さはいかたがえ

ない。

加えて、申立期間は1年と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付しており、申立人の両親も加入期間について保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 876 (事案 231 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から50年2月まで

大学を卒業後、家業を継ぐために昭和42年12月頃に帰郷し、町役場窓口で国民年金の加入手続を行い、毎月、同役場会計課の窓口に行き、現金で保険料を納付していた。また、47年5月の結婚後は、妻の分も一緒に、窓口納付及び口座振替により納付していた。

妻の納付記録があるのに、夫である自分の納付記録が無いのは納付できないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てについては、i) 申立期間を含む昭和39年12月から50年10月までの国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は無く、申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人が納付したと主張する国民年金保険料の月額、実際の保険料月額と大きく異なっていること、iii) 申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「妻の納付記録があるのに、夫である自分の納付記録が無いのは納付できない。」とする前回の申立て内容と同様の主張のほか、新たな情報として、申立人の妻の国民年金加入記録を提出していることから、申立人の妻に申立人夫婦の保険料納付状況を聴取したところ、申立人の妻は、「婚姻後、夫と自分の国民年金保険料を役場窓口で納付することもあった。」と供述しているものの、その供述を裏付ける関係資料等は得る

ことができず、当該情報のみでは、当委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人の申立期間は、7年11か月の長期に及ぶ国民年金未加入期間であり、この間は、申立人に対して納付書は発行されず、保険料を納付することができない上、行政側が長期にわたる申立人の国民年金保険料の収納に係る事務処理を連続して誤ることは考え難い。

さらに、申立人への手帳記号番号の払出状況について、再度、調査を行ったが、申立期間の国民年金保険料が納付可能な時期における手帳記号番号の払出しをうかがわせる形跡は見当たらなかった。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から55年3月まで
申立期間は法定免除期間となっているが、当時は事業も順調であり、生活保護を受給する状況にはなく、国民年金保険料を納付していたはずである。
申立期間が法定免除期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、法定免除を受けたことは無いと主張しているが、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の「保険料の免除」欄には、申立期間を含む昭和47年4月から55年3月までは法定免除期間であると記載されている上、申立人の特殊台帳には、47年4月の欄に「法免」、55年3月の欄に「法免消滅」の記載が確認できることから、申立期間は、A市及び社会保険事務所（当時）において法定免除期間として管理されていたことが確認できる。

また、上記の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和47年4月から55年3月までの法定免除期間のうち、47年11月から48年3月までの国民年金保険料を57年11月20日に、47年4月から同年10月までの保険料を58年7月29日に、48年4月から49年3月までの保険料を58年8月5日に追納していることが確認できることから、申立人の法定免除を受けたことが無いとする主張とは符合せず、申立人は、当時、当該法定免除について認識していた可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、「申立期間に係る国民年金保険料は納付したはずである。」と主張するのみで、具体的な納付方法に関する主張は無く、納付金額、納付時期等の記憶は明確ではない上、申立人の申立期間は6年と長期間であり、このような長期にわたり行政側が申立人の国民年金保険料の収納に係る事務処理を連続して誤ることは考え難い。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から57年2月までの期間及び57年11月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から57年2月まで
② 昭和57年11月から58年3月まで

申立期間については、家族に国民年金の加入手続をしてもらい、保険料を家族に渡して納付してもらっていた。私の家族では保険料が未払いということは一月も無いので、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和56年1月に勤務先を退職後、A町（現在は、B市）において国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人は、昭和48年1月18日に国民年金の被保険者資格を取得した際に、国民年金手帳記号番号*（以下「手番Ⅰ」という。）が付番されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、48年6月1日に、厚生年金保険被保険者となったことに伴って国民年金の資格を喪失しており、その後申立期間①を含め、同町において、手番Ⅰに係る国民年金の資格を再取得した形跡は無いことから、申立期間①は、国民年金に未加入の期間となり、保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人は、国民年金の任意加入対象者であることから、加入手続を行った日が被保険者資格取得日となることから、特殊台帳及びC町の国民年金被保険者台帳によると、申立人は、同町において、昭和58年4月1日付けで任意加入により国民年金の被保険者資格を取得するとともに、手番Ⅰとは別の国民年金手帳記号番号*（以下「手番Ⅱ」という。）が付

番されたことが確認できる上、申立人の所持する手番Ⅱに係る年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄にも「昭和 58 年 4 月 1 日」と記載されており、当該被保険者資格取得日は、オンライン記録と一致していることから、申立期間②は、国民年金に未加入の期間となり、保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、家族に頼んだと供述しているところ、当該家族からは証言を得ることができないため、加入及び納付状況は不明である。

加えて、申立期間①及び②について、当時、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から8年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から8年9月まで
申立期間の国民年金保険料について、当時同居していた父親が納付したと言っていたことをはっきり覚えている。
申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失の記録は、平成13年5月7日に追加されたものであることが確認できることから、申立期間は、当該記録追加前においては未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない上、当該記録整備時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が所持する年金手帳において、国民年金の欄は空欄となっており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及び申立期間の保険料を納付したとするその父は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から同年7月まで
年金記録に空白期間があると、将来年金を受け取ることができないと思っていた。また、父親からの強い勧めもあったので、国民年金加入後に過去の空白期間分の保険料を一括して納付したはずにもかかわらず、申立期間に係る国民年金の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金加入後に過去の空白期間分の保険料を一括して納付した。」と主張しているところ、申立人に係る特殊台帳及びA村（現在は、B市）の被保険者名簿によると、申立人は、当初未納期間として記録されていた昭和54年11月から56年3月までの国民年金保険料を2回に分けて、遡って納付（54年11月から55年3月までを56年12月28日に納付、55年4月から56年3月までを57年1月19日に納付）していることが確認できるものの、申立期間の保険料については、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、53年10月から同年12月までの間に加入手続を行ったものと推認でき、その時点で、時効により納付することはできない。

また、上記加入手続以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする父親は既に他界しており、申立人自身も、申立期間に係る保険料の納付方法、納付金額等を具体的に記憶しておらず、申立期間の保険料納付の状況が不明である。

さらに、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から57年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月から57年3月まで

昭和56年度の国民年金保険料を前納したが、56年11月から厚生年金保険の被保険者となったため、申立期間の保険料が還付されたという記録になっている。しかし還付金を受け取った記憶は無いので、申立期間の保険料の還付を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が主張するとおり、国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、昭和56年11月から57年3月までは厚生年金保険被保険者期間であり、この期間を国民年金保険料納付済期間とすることはできないことから、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿には、還付処理されたことが還付期間及び還付金額とともに明確に記載されている上、特殊台帳（マイクロフィルム）においても還付の記載が確認でき、これらの記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。